議員提出第５号

令和６年６月 27 日

訪問介護報酬削減の見直しと介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

地方自治法第 112 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会
議長　松枝　功　様

提出者
安曇野市議会議員　増田　望三郎

賛成者
安曇野市議会議員　平林　明

安曇野市議会議員　中村　今朝子

安曇野市議会議員　臼井　泰彦

安曇野市議会議員　橋本　裕二

安曇野市議会議員　矢澤　毅彦

宛　先
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

訪問介護報酬削減の見直しと介護報酬引き上げの再改定を求める意見書

2024 年度から訪問介護報酬が引き下げとなる。厚労省は経営実態調査(2023 年度調査)の結果、訪問介護の収支差率が平均 7.8%あることを削減の理由としている。しかし、中央値の 4.2%を基軸として見ると、収支差率が 0%未満の赤字事業所が 36.7% 、収支差率が 0～10%の事業所が最も多く、訪問介護事業所の厳しい経営実態がわかる。東京商工リサーチの調査によれば、2023 年の訪問介護事業所の倒産は 67 件と過去最多となっている。

中山間地域などでは、移動効率が悪く訪問件数は少ない。更に、加算を得るためには条件があり、どの事業所でも加算が取れるわけではない。このような中での訪問介護報酬の削減は、更なる訪問介護事業所の経営を厳しくすると同時に訪問介護員の人手不足が一層進むことが懸念される。また総合事業を訪問介護事業所に委ねている自治体もあり、総合事業への影響も懸念される。

在宅介護を支える訪問介護事業所の経営安定と訪問介護員の人手不足の解消は喫緊の課題である。今回の訪問介護報酬削減は一刻も早く撤回すべきである。また、訪問介護員の人手不足解消のためには、訪問介護事業所で賃金引き上げが可能となる訪問介護報酬が必要である。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

記

1　訪問介護費の引き下げ見直しと、訪問介護報酬を引き上げの再改定を早急に行うこと

令和６年６月 27 日

内閣総理大臣
財務大臣　　宛て
厚生労働大臣

安曇野市議会議長　松枝　功